

4. 規程の制定に関する事項

(1) 事務局職員福利厚生規程の一部変更

事務局職員福利厚生規程について、2023年(令和5年)4月22日の第103回理事会において、以下の2件について、変更した。

私情協事務局職員には第13条に医療等扶助の規定があり、私傷病による入院又は通院加療、情報機器を使うことによる身体機能の矯正・回復の必要のあるときの2点に限って費用の一部を扶助することになっている。扶助対象及び扶助率の第14条では、健康保険法の医療給付の対象となる医療費のうちの自己負担額の9割を扶助金として支給しているが、後期高齢者は健康保険法に入れないで、後期高齢者医療制度の適用を対象に加え、自己負担の9割を扶助金として支給できるよう、第14条第一項を変更した。

変更した第14条の変更前と変更後の規定及び変更理由は、次の通りである。

(医療等扶助)

第13条 職員が次の各号の一に該当するときは、医療費の一部及び機能矯正に要する費用の一部を扶助する。但し、休職期間中は対象としない。

- 一 私傷病による入院又は通院加療。
- 二 情報機器等使用に伴う身体機能の矯正・回復の必要のあるとき。

(扶助対象及び扶助率)

第14条 前条各号の規定による扶助の対象及び扶助率又は扶助金は、次に定める通りとする。

- (旧) 一 医療費は、健康保険法の医療給付の対象となる医療費のうちの自己負担額とし、その9割を扶助金として支給。
- (新) 一 医療費は、健康保険法及び後期高齢者医療制度の医療給付の対象となる医療費のうちの自己負担額とし、その9割を扶助金として支給。

<変更理由>

職員の福利厚生の一環として、高齢に伴う医療費の一部負担を扶助できるようにするため、健康保険法等の一部を改正する法律により創設された後期高齢者医療制度の適用が受けられるようにする。

- 二 情報機器等の使用に伴い発生する視力低下および身体機能低下による矯正・回復に伴う費用は、支出した費用の9割を扶助金として支給。
- 2 前項に規定する扶助金を受けようとする場合には、医療費等扶助申請書に保険医又は保険医療機関等に支払った前項に規定する自己負担額の領収書を添付しなければならない。